

処 分 基 準

平成8年4月1日作成

法 令 名 :	金属くず商及び金属くず行商に関する条例
根 拠 条 項 :	第13条
処 分 の 概 要 :	差止め
原 権 者 (委 任 先) :	警察署長
法 令 の 定 め :	
処 分 基 準 :	<p>金属くず商が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属くずについて、被害又は遺失の届出がされている場合等に、その金属くずの保管を命ずる。</p>
問 い 合 わ せ 先 :	長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 (電話 : 026-233-0110)
備 考 :	